

九月定例会

一般質問で

公害・中学統合出る

町議会第七回九月定例会は、二
十八日役場会議室で開催、午前
九時から午後四時五十三分まで十
九時から午後四時五十三分まで十

議案を審議、それぞれ原案どうり
可決、採択しました。

議会は、まず議長報告、町長諸
般報告、委員長報告から始まり、
続いて斎藤昌昌、渡辺清、太田義
雄の三議員の一般質問がありま
した。

① 当日の案件・大部分次号で詳報
② 45年度一般会計補正予算
③ 水道事業給水条例の一部を改正
する条例
④ 国民健康保険税条例の一部を改
正する条例
⑤ 土地開発基金に関する条例と土
地取得特別会計に関する条例
⑥ 教育委員の任命についての同意
⑦ 土地採納について
⑧ 財産取得〃
⑨ 都市計画町道の計画決定
⑩ 請願について

一般質問

(1) この町にも多くの公害がある。
斎藤昌昌議員

まず自分たちの所から公害源をなくし、全町民が明るい健康な生活を営めるために町が先頭になつて取組むことについて。

(2) 学校の環境を調査せよ——とくに一中、二中、二小は、国道・県道に面して、排気ガスや騒音、ホコリに見舞われている。この実態を科学的につかむことは急務だ。

(3) 三町合併問題において、町民の理解のための努力がたりなかつた

(4) 今後の計画的、重点的の施策と

(5) 公害対策について伺いたい。

(6) 産業廃棄物等処理対策について

(7) 富士川河川敷の利用について

(8) 連運動場を造成したらどうか。

(9) 公害対策について伺いたい。

(10) 産業廃棄物等処理対策について

(11) 富士川河川敷の利用について

(12) 連運動場を造成したらどうか。

(13) 公害対策について伺いたい。

(14) 産業廃棄物等処理対策について

(15) 富士川河川敷の利用について

(16) 連運動場を造成したらどうか。

(17) 公害対策について伺いたい。

(18) 産業廃棄物等処理対策について

(19) 富士川河川敷の利用について

(20) 連運動場を造成したらどうか。

(21) 公害対策について伺いたい。

(22) 産業廃棄物等処理対策について

(23) 富士川河川敷の利用について

(24) 連運動場を造成したらどうか。

(25) 公害対策について伺いたい。

(26) 産業廃棄物等処理対策について

(27) 富士川河川敷の利用について

(28) 連運動場を造成したらどうか。

(29) 公害対策について伺いたい。

(30) 産業廃棄物等処理対策について

(31) 富士川河川敷の利用について

(32) 連運動場を造成したらどうか。

(33) 公害対策について伺いたい。

(34) 産業廃棄物等処理対策について

(35) 富士川河川敷の利用について

(36) 連運動場を造成したらどうか。

(37) 公害対策について伺いたい。

(38) 産業廃棄物等処理対策について

(39) 富士川河川敷の利用について

(40) 連運動場を造成したらどうか。

(41) 公害対策について伺いたい。

(42) 産業廃棄物等処理対策について

(43) 富士川河川敷の利用について

(44) 連運動場を造成したらどうか。

(45) 公害対策について伺いたい。

(46) 産業廃棄物等処理対策について

(47) 富士川河川敷の利用について

(48) 連運動場を造成したらどうか。

(49) 公害対策について伺いたい。

(50) 産業廃棄物等処理対策について

(51) 富士川河川敷の利用について

(52) 連運動場を造成したらどうか。

(53) 公害対策について伺いたい。

(54) 産業廃棄物等処理対策について

(55) 富士川河川敷の利用について

(56) 連運動場を造成したらどうか。

(57) 公害対策について伺いたい。

(58) 産業廃棄物等処理対策について

(59) 富士川河川敷の利用について

(60) 連運動場を造成したらどうか。

(61) 公害対策について伺いたい。

(62) 産業廃棄物等処理対策について

(63) 富士川河川敷の利用について

(64) 連運動場を造成したらどうか。

(65) 公害対策について伺いたい。

(66) 産業廃棄物等処理対策について

(67) 富士川河川敷の利用について

(68) 連運動場を造成したらどうか。

(69) 公害対策について伺いたい。

(70) 産業廃棄物等処理対策について

(71) 富士川河川敷の利用について

(72) 連運動場を造成したらどうか。

(73) 公害対策について伺いたい。

(74) 産業廃棄物等処理対策について

(75) 富士川河川敷の利用について

(76) 連運動場を造成したらどうか。

(77) 公害対策について伺いたい。

(78) 産業廃棄物等処理対策について

(79) 富士川河川敷の利用について

(80) 連運動場を造成したらどうか。

(81) 公害対策について伺いたい。

(82) 産業廃棄物等処理対策について

(83) 富士川河川敷の利用について

(84) 連運動場を造成したらどうか。

(85) 公害対策について伺いたい。

(86) 産業廃棄物等処理対策について

(87) 富士川河川敷の利用について

(88) 連運動場を造成したらどうか。

(89) 公害対策について伺いたい。

(90) 産業廃棄物等処理対策について

(91) 富士川河川敷の利用について

(92) 連運動場を造成したらどうか。

(93) 公害対策について伺いたい。

(94) 産業廃棄物等処理対策について

(95) 富士川河川敷の利用について

(96) 連運動場を造成したらどうか。

(97) 公害対策について伺いたい。

(98) 産業廃棄物等処理対策について

(99) 富士川河川敷の利用について

(100) 連運動場を造成したらどうか。

(101) 公害対策について伺いたい。

(102) 産業廃棄物等処理対策について

(103) 富士川河川敷の利用について

(104) 連運動場を造成したらどうか。

(105) 公害対策について伺いたい。

(106) 産業廃棄物等処理対策について

(107) 富士川河川敷の利用について

(108) 連運動場を造成したらどうか。

(109) 公害対策について伺いたい。

(110) 産業廃棄物等処理対策について

(111) 富士川河川敷の利用について

(112) 連運動場を造成したらどうか。

(113) 公害対策について伺いたい。

(114) 産業廃棄物等処理対策について

(115) 富士川河川敷の利用について

(116) 連運動場を造成したらどうか。

(117) 公害対策について伺いたい。

(118) 産業廃棄物等処理対策について

(119) 富士川河川敷の利用について

(120) 連運動場を造成したらどうか。

(121) 公害対策について伺いたい。

(122) 産業廃棄物等処理対策について

(123) 富士川河川敷の利用について

(124) 連運動場を造成したらどうか。

(125) 公害対策について伺いたい。

(126) 産業廃棄物等処理対策について

(127) 富士川河川敷の利用について

(128) 連運動場を造成したらどうか。

(129) 公害対策について伺いたい。

(130) 産業廃棄物等処理対策について

(131) 富士川河川敷の利用について

(132) 連運動場を造成したらどうか。

(133) 公害対策について伺いたい。

(134) 産業廃棄物等処理対策について

(135) 富士川河川敷の利用について

(136) 連運動場を造成したらどうか。

(137) 公害対策について伺いたい。

(138) 産業廃棄物等処理対策について

(139) 富士川河川敷の利用について

(140) 連運動場を造成したらどうか。

(141) 公害対策について伺いたい。

(142) 産業廃棄物等処理対策について

(143) 富士川河川敷の利用について

(144) 連運動場を造成したらどうか。

(145) 公害対策について伺いたい。

(146) 産業廃棄物等処理対策について

(147) 富士川河川敷の利用について

(148) 連運動場を造成したらどうか。

(149) 公害対策について伺いたい。

(150) 産業廃棄物等処理対策について

(151) 富士川河川敷の利用について

(152) 連運動場を造成したらどうか。

(153) 公害対策について伺いたい。

(154) 産業廃棄物等処理対策について

(155) 富士川河川敷の利用について

(156) 連運動場を造成したらどうか。

(157) 公害対策について伺いたい。

(158) 産業廃棄物等処理対策について

(159) 富士川河川敷の利用について

(160) 連運動場を造成したらどうか。

(161) 公害対策について伺いたい。

(162) 産業廃棄物等処理対策について

(163) 富士川河川敷の利用について

(164) 連運動場を造成したらどうか。

(165) 公害対策について伺いたい。

(166) 産業廃棄物等処理対策について

(167) 富士川河川敷の利用について

(168) 連運動場を造成したらどうか。

(169) 公害対策について伺いたい。

(170) 産業廃棄物等処理対策について

(171) 富士川河川敷の利用について

(172) 連運動場を造成したらどうか。

(173) 公害対策について伺いたい。

(174) 産業廃棄物等処理対策について

(175) 富士川河川敷の利用について

(176) 連運動場を造成したらどうか。

(177) 公害対策について伺いたい。

(178) 産業廃棄物等処理対策について

(179) 富士川河川敷の利用について

(180) 連運動場を造成したらどうか。

(181) 公害対策について伺いたい。

(182) 産業廃棄物等処理対策について

(183) 富士川河川敷の利用について

(184) 連運動場を造成したらどうか。

(185) 公害対策について伺いたい。

(186) 産業廃棄物等処理対策について

(187) 富士川河川敷の利用について

(188) 連運動場を造成したらどうか。

(189) 公害対策について伺いたい。

(190) 産業廃棄物等処理対策について

(191) 富士川河川敷の利用について

(192) 連運動場を造成したらどうか。

(193) 公害対策について伺いたい。

(194) 産業廃棄物等処理対策について

(195) 富士川河川敷の利用について

(196) 連運動場を造成したらどうか。

(197) 公害対策について伺いたい。

(198) 産業廃棄物等処理対策について

(199) 富士川河川敷の利用について

(200) 連運動場を造成したらどうか。

(201) 公害対策について伺いたい。

(202) 産業廃棄物等処理対策について

(203) 富士川河川敷の利用について

(204) 連運動場を造成したらどうか。

(205) 公害対策について伺いたい。

(206) 産業廃棄物等処理対策について

(207) 富士川河川敷の利用について

(208) 連運動場を造成したらどうか。

(209) 公害対策について伺いたい。

(210) 産業廃棄物等処理対策について

(211) 富士川河川敷の利用について

(212) 連運動場を造成したらどうか。

(213) 公害対策について伺いたい。

(214) 産業廃棄物等処理対策について

(215) 富士川河川敷の利用について

(216) 連運動場を造成したらどうか。

(217) 公害対策について伺いたい。

(218) 産業廃棄物等処理対策について

(219) 富士川河川敷の利用について

(220) 連運動場を造成したらどうか。

(221) 公害対策について伺いたい。

(222) 産業廃棄物等処理対策について

(223) 富士川河川敷の利用について

(224) 連運動場を造成したらどうか。

(225) 公害対策について伺いたい。

(226) 産業廃棄物等処理対策について

(227) 富士川河川敷の利用について

(228) 連運動場を造成したらどうか。

(229) 公害対策について伺いたい。

(230) 産業廃棄物等処理対策について

(231) 富士川河川敷の利用について

(232) 連運動場を造成したらどうか。

(233) 公害対策について伺いたい。

(234) 産業廃棄物等処理対策について

(235) 富士川河川敷の利用について

(236) 連運動場を造成したらどうか。

(237) 公害対策について伺いたい。</

水道料金等変わる

一般は来年四月から

九月定例会で給水条例改正

今回、水道料金を含め条例が改正になりました。ご承知のように水道料金は直接家計にひびくため、低料金であるのが望ましいわけですが、水道も一つの企業であり、料金収入で運営しなければならないということが法律で決められておりますのでこの改正になった次第です。

今までの料金は、昭和四十年に決められ、この間経営合理化等により支出を極度に節約しつつ運営してきたので、富士川町では特に安く一日十円に満たない世帯が大部分です。どうかこの趣旨をご了解のうえ、衛生的、文化的な町づくりにご協力ください。

以下改正点についてご説明いたします。

水道料金

別表のとおりですが、各水道とも、一般家庭は、明年四月分から実施され、学校や、サービスエリヤ、その他工事に使う料金等はことし十月分の水道料金から適用されます。

改正された点は、木島は人數制一本になり、五人世帯までが月額二〇〇円で一人増すごとに

メータ

使 用 料

明年四月から従来十三ミリ三〇円、二十ミリ六〇円の使用料

が無償となり、二十五ミリ以上のおメーカー使用量は従来どおり有償貸与です。

加 入 金

漏水があつたり、その他不都合なことがあれば半年間は無償で修繕させる義務を負わせたり役場への申込手続を皆さんに代って行なうことになっております。

(イ) 二〇ミリ管以下のときは一ミリにつき千円、二十五ミリ以上の管のときは一ミリ越えるごとに五千円を加えた額、すなわち一般家庭では通常一万三千円の加入金が必要です。

公認業者氏名

(ロ) 細い管を太くするときは、その差額を納めることになります。

開栓手数料

貸家に転居してても届けなければ水は出ません。開栓請求

に一般世帯で使用しているメータ使用料月三〇円を無料としたので実質的な値上げ幅は、基本料金については二〇円程度となります。

工 事 人

今まで、経験のある業者なら誰でも屋内に配管工事をすることができましたが、これから

は町が認めた公認業者でなければ新設は勿論、増設、修繕等一切の水道工事はできません。これは依頼する市民の利益を保護するためで、配管後自然の状態で漏水があつたり、その他不都合なことがあれば半年間は無償で修繕させる義務を負わせたり役場への申込手続を皆さんに代って行なうことになっております。

す町が指定した公認業者は次のとおりです。なお、水道課の直営工事も当分の間従前どおり行なっております。

改正水道料金表

45・9・28議決

望月 修 (7)三七六三
富士市鮫島 静一管設
山田一司 (6)七五五四

区分	基本料金(月額)		超過料金1m ³ につき	適用年月日
	水量	料金		
木松上四矢公サービス工事用(含臨時用)演	5人まで	200円	1人増す毎に	46年4月から
島地野・室野水十	10m ³	200	30	〃
定	10m ³ 額	200	—	新規加入者は上水道料金
	10m ³	200	10	45年10月から
	20m ³	800	40	〃
	1m ³	40	40	〃
	10m ³	400	40	〃
	40m ³	500	20	〃
	開栓1分につき			